

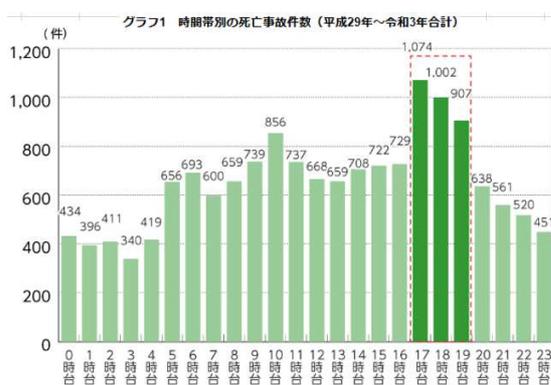
夕暮れ時のウォーキングは危険がいっぱい！

夕暮れ時は一日の中でも歩行者の交通事故が多発する危険な時間帯？

①死亡事故が多い時間帯はあるの？

平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間について、時間帯別発生件数をみると 17 時～19 時台の 3 つの時間帯が突出しています

薄暮時間帯の死亡事故を見てみると、7 月以降は増加に転じ、特に 10～12 月にかけて最も多く発生しています



②歩行者が出来る交通事故対策は？

- ・道路横断に関する交通ルールへの順守
- ・明るい服装で出かけましょう
- ・反射板用品を活用しましょう

反射材を使ったリストバンドなどを身に着けると、より遠くから自分の存在を知らせる事ができます！



サロンにて反射バンドを販売します！

簡単に腕や足、自転車のサドルなどに簡単に着ける事が出来ます！

- ・朝のウォーキングや夕方以降のお散歩などの安全対策に是非御活用下さい！



1本 1,300 円

2本 2,500 円!!

ご希望の本数をお申しつけ下さい
人気の為入荷までに少しお時間が掛かる場合がございます

日頃よりライフサポートをご活用頂き誠に有難うございます

アップライブリーのライフサポートは、発足当初より介護保険では対応できない作業や、サポートを民間事業のサービスとして、ご利用頂いております。

その上で、会員の皆様方の生活の充実と安心を、更にご提供・ご提案するべくライフサポートの一環として訪問介護事業所「あっぷらいぶリーケアサービス」を開設する事となりました！

介護福祉士などの人員を増やし、皆様に多方面から「安心」を感じて頂ければと考えております

23年8月よりまず京田辺市から訪問介護事業を展開致します

対応エリアに関しまして順次広げていく予定でございます

皆様方により一層の安心を届けられるよう取り組んで参りますので

今後のあっぷらいぶリーケアサービスをよろしくお願いいたします！

『あっぷらいぶリーケアサービス』からのご案内』

訪問介護サービスを受けるには介護認定（手続き）が必要となります

介護認定までの基本的な流れ

★ステップ1 申請

自分で出すことも出来ますが、ご家族などに申請の代行を依頼する事もできます

★ステップ2 訪問調査

申請後、約1週間で市職員か担当者が自宅へ訪問します

ご本人・ご家族への聞き取りをメインに身体の状態や日常の様子などを調査します

★ステップ3 認定結果の通知

申請後、約1か月で結果が自宅に郵送されます。

結果には「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」のいずれかの要介護度が記されています



- ・ 要介護、要支援認定されると主に次のようなサービスが受けられます

1 居宅介護支援

2 在宅介護サービス

○ 在宅介護サービスの種類

- 訪問系の在宅介護サービス・・・ **訪問介護**、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護
- 通所系の在宅介護サービス・・・ デイサービス(通所介護)、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、療養通所介護
- 宿泊系の在宅介護サービス・・・ 短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
- 複合型の在宅介護サービス・・・ 小規模多機能型住宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(訪問型と通所型、宿泊型サービスを一体化)
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・福祉用具のレンタル、販売

★ **訪問介護**

あっぴらいびりーケアサービスでは
この訪問介護事業を行います！

介護福祉士、介護職員初任者研修修了者など、資格をもったホームヘルパー(ケアスタッフ)がご自宅を訪問し、身体に直接触れて介助を行う「身体介護」や家事などの「生活支援」を行う介護サービスです。

身体介護には食事や排泄、入浴、着替え等の介助や見守りなどが含まれます。通院や生活上必要な外出の付添等も対象です。

生活支援の内容は、掃除や洗濯食事の調理などです。ゴミ出しや日用品の買い物も含まれます

3 施設介護サービス

施設介護サービスとは、介護保険施設に入居して受ける介護サービスとなります

○特別養護老人ホーム（特養） 要介護高齢者のための生活施設

常に介護が必要な状態で、自宅での介護が困難な方で要介護3以上が対象となります
受けられるサービスは、日常生活における食事や、入浴、排せつ、機能訓練や
健康管理などの介助となります。

○介護老人保健施設（老健） 要介護高齢者にリハビリなどを提供し在宅復帰を目指す施設

老健は「要介護1以上」の方が対象となり、病院での治療を終え病状が安定した方が
リハビリに重点を置き在宅復帰を目的とする施設です

受けられるサービスは、医学的な管理の元、介護や看護、リハビリと日常生活の介護
となります。専門家による計画的なリハビリが行われます(週2回程度)

在宅復帰を目的とする施設なので、特養のように終身利用を前提として生活する事は
出来ません。

入所期間は3か月から6か月が目安となります。

○介護療養型医療施設 2024年3月末での廃止が決定しています

「要介護1以上」の方が対象。治療を終え病状が安定しているものの、引き続き長期間
療養を必要とする方が入所する医療施設

受けられるサービスは、介護体制が整った医療施設で医療や看護及び日常生活の
介護となります。

○介護医療院 2018年4月に創設された介護療養型医療施設の代わりとなる施設

「要介護1以上」の方が対象。要介護者に対し「長期療養のための医療ケア」と
「日常生活上の介護ケア」を一体的に提供する医療施設です

主な特徴は以下の3つ

- ・長期療養のための医療ケアが必要な要介護高齢者を受け入れる
- ・看取りやターミナルケアを提供する
- ・生活の場としての機能を持っている

もっとも大きな特徴は、医療や介護の提供だけでなく「生活の場」を提供する事です。
長期療養が必要になっても住み慣れた地域で生活が出来る場所を提供する事で、自分らしい
暮らしを送れるようになります。

4 福祉用具に関するサービス

福祉用具とは、心身の機能が低下した要介護者の生活を補助したり、機能訓練(リハビリ)をしたりするための用具の事です。

要介護者が自立した生活を送るための助けとなります。

同じような用語として「介護用品」がありますが、介護用品には紙おむつやおしり拭きといった日用品が含まれるのがポイントです。

介護保険のサービスが受けられるのは前者の「福祉用具」のみとなります。

5 住宅改修

住み慣れた自宅をより暮らしやすく改修するサービス

在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行うサービスです
利用者本人だけでなく周りで支える家族の意見も踏まえて改修計画を立てていきます。

例) ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑り防止や移動が円滑に出来るよう床の材料変更
・引き戸等への扉の取替 ・洋式便器への便器の取替

⇒上記の改修に付帯する工事

- ・手すり取付けのための壁の下地補強
- ・浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事
- ・扉を取り換えるための壁又は柱の改修工事 等

主に以上のサービスが受けられます。

日常生活に不安が少しでもある、又は疑問点などありましたら

まずはお気軽にご相談下さい！

あっぱらいぶリーケアサービスでは

介護申請の相談、手続きなど一緒に同行しサポートします！